

富田林市こどもの権利条例(素案)

解説付き

【解説】は、条文について説明しています。

【関連する意見】は、この条例の作成にあたり参考にした意見の一部を記載しています。



とんだばやし
こどもの
権利条例

令和7年11月

富田林市 こども未来部 こども政策課

富田林市のみんなで作るこどもの権利条例

この条例は、本市が令和6年度と令和7年度に実施したこどもの声を聴く取組(以下「こどもの声を聴く取組」といいます。)をもとに作成しました。本市がめざす条例は「富田林市のみんなで作るこどもの権利条例」です。こども・こどもに関わる当事者・市民などの意見を反映した条例にするために、以下の取組を実施しました。



こどもの権利に関する 条例検討委員会

有識者やこどもに関係する団体、保護者等が2か月に1回集まり、会議を実施。

こどもの意見を収集・反映する方法やこどもの権利条例について検討を行いました。



こどもアンケート調査

市内にある小学校・中学校・高校の児童・生徒に学校を通じて、アンケート調査を実施。

6,551人のこどもの意見を収集しました。



市民アンケート調査

約5,000人の市民を無作為に抽出し、アンケート調査を実施。

759人の市民の意見を収集しました。



関係団体等アンケート・ ヒアリング

学校、保育園、フリースクールやこどもの相談窓口など、こども・子育てに関わる関係機関にアンケート・ヒアリングを実施。

アンケートは74団体、ヒアリングは26団体から意見を収集しました。



こどもワークショップ

「世界の子ども権利かるた」を活用し、遊びながら楽しくこどもの権利を学ぶワークショップを実施。

15人のこどもが参加し、「自分のオリジナルかるた」や「しあわせに楽しく過ごす富田林市」について考えました。



こども園・幼稚園・保 育園のこどもへの ヒアリング

5歳児のこどもに、園の先生が進行役となり、ヒアリングを実施。

79人のこどもが参加し、たくさんの意見を話してくれました。



多様な学び生活環境 にあるこどもへの ヒアリング

フリースクール、特別支援学校、小学校の日本語教室、児童養護施設、障がい児入所施設に訪問し、こどもにヒアリングを実施。

46人のこどもから意見を聴きました。



小学生サミット 生徒会サミット

生徒会サミット・小学生サミットにおいて、「こどもの権利条約で大切だと思った権利」や「こどもの権利オリジナルかるた」をテーマに実施。

小学校16校・中学校9校から意見を聴きました。



こどもの権利条例 いっしょに 作ってみたい会？

こどもの権利条例の前文をいっしょに作ってくれるこどもを募集し、実施。

12人のこどもと楽しく話し合いながら、こどもの権利条例の前文を作りました。

目次

前文	3
第1章 総則	5
・ 目的	
・ 定義	
・ 基本理念	
第2章 こどもの権利	9
・ こどもの権利の保障	
第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割	12
・ 共通の責務	
・ 市の責務	
・ 保護者の役割	
・ 市民等の役割	
・ 育ち学ぶ施設等の役割	
第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進	18
・ こどもの権利の周知および啓発	
・ こどもの権利侵害の防止および救済	
・ こどもの意見表明および参加	
・ こどもの相談	
・ こどもの権利を保障する施策の推進 （貧困の防止と解消・居場所・学び・支援）	
第5章 こどもの権利の擁護および救済	26
・ 富田林市こどもの権利擁護委員会の設置	
・ 相談・調査専門員	
第6章 条例の推進	29
・ 計画	
・ 評価および検証	
・ 関係機関との連携ならびに施策および計画との整合	
第7章 雑則	31
・ 委任	
附則	31

前文

「前文」は、条例を制定する目的・基本理念を子どもやおとなに分かりやすく伝えるために規定しています。また、子どもが自分たちの条例であるという実感を持ってもらうことも重要です。

そのため、前文には「①こどもの思い」、「②おとなへのメッセージ」、「③市やおとなの決意」について定めています。

前文の①と②は、令和7年度に実施した「こどもの権利条例いっしょに作ってみない会？」で作成しました。③は、こどもの権利に関する条例検討委員会(以下「条例検討委員会」といいます。)で作成しました。

前文

(こどもの思い)

私たちこどもは、自分の意見や思いを受け止めてもらえたらうれしいな。

そして、私たちはこんな思いがかなうまちにしたいです。

- 命が守られ、自分らしく成長したい。
- 意見や思いを受け止めて向き合ってほしい。間違っているとしても、ただ否定するのではなく、理由もちゃんと聞いてほしい。おたがいの意見を交換して、おとなの意見もしっかりと聞きたい。
- 自分のペースで学びたい。
- 学校や地域で、気持ちよくすごしたい。
- 安心して安全に遊んだり、楽しんだり、休んだり、喜んだり、学んだり、経験したい。
- いじめや暴力、差別、虐待、ひいき、くらしの差がない、私たちにとってすごしやすい社会になってほしい。
- 得意なことを活かしたり、リラックスできたり、友達といっしょにいられるような安心できる居場所がほしい。

(おとなへのメッセージ)

おとなのみなさん、私たちこどもをいつも見守ってくれてありがとう。

私たちは、幸せにすごすために、おとなのみなさんにこのようなことを約束してほしいです。

- 私たちは、色々な個性を持っています。どんなこどもも受け入れ、認めてほしいです。
- 私たちは、おとなと同じように自分で考えることや意見を伝えることができます。でも、考える時間はください。そして、おとなは意見を聞いてそれをにっこり笑顔で受け止めてほしいです。全部じゃなくていいです。でも、大事なことは聞いてほしいです。そして、ダメなときは理由も教えてください。
- 私たちが、分かりやすく、楽しめる学習や教育を受けたり、気持ちよく生活したりする環境をつくってください。学校じゃなくても学びやすい環境をつくってほしいです。
- 私たちには、好きなことをしたり、一人でゆっくりしたりする時間も必要ということを分かってほしいです。おとなだけじゃなくこどももみんな一緒だと思います。
- 私たちが、どんな道を選んでも、認めて、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。失敗しても私たちにとっては宝物です。
- 私たちにいじめや差別、虐待などしないでほしいです。そして、つらいとき、困ったときのサイ

ンを見落とさないで助けてください。

- おとなのみなさんが考えてやってくれたことを、私たちにも分かるように教えてほしいです。
- 私たちみんなにこどもの権利があります。すべての人にこどもの権利を分かってほしいです。こどもだけやおとなだけではなく、どちらにも関係する大切なことです。
- おとなの時代とこどもの時代はちがいます。意見をおしつけないで、こどもにとって、最もよいことを一緒に考えてください。

(市やおとなの決意)

この条例は、「こどもの声を聴く取組」を通じて、こどもと一緒に作りました。

こどもが語ってくれた思いや願いは、かけがえのない宝物です。私たち市やおとなは、この貴重な声を胸に刻み、こどもとともに歩む決意をします。

すべてのこどもは、今を生きる権利の主体であり、地域社会の一員です。一人ひとりがありのままの自分で、自分らしく生きることができる大切な存在です。

私たち市やおとなは、こどもの権利を保障するために、このようなことを約束します。

- どのような理由でも差別されることなく、安心して生き、育つことができる環境をつくります。
- こどもの意見、考え、気持ち等を真摯に聴き、尊重します。
- こどもの権利を理解し、こどもの最善の利益を第一に考えます。
- こどもが困ったときに、安心して相談できるようにします。
- 一人ひとりのこどもの個性を大切にします。
- まち全体でこどもを見守り、支援します。

ここに、日本国憲法、子どもの権利条約およびこども基本法に基づき、こどもとともに、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進し、今と未来のすべてのこどもが、権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することをめざし、この条例を制定します。

「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？」での前文作りの様子

第1回



第2回



第3回



第4回



令和6年度の「こどもの声を聴く取組」の意見や条例骨子案を見て、「こどもの思い」、「おとなへのメッセージ」のキーワードを出しました。

他自治体の条例前文を見て、参考にしたい自治体の前文を選択しました。選択した前文からこどもたちが入れたいキーワードを付箋で書き出しました。

第1回と第2回で話し合い作成した前文について、条例検討委員会の委員と意見交換をしました。

これまでの考えや第3回の条例検討委員会との交流を踏まえ、前文を修正して、完成させました。
12月の発表会の内容と役割を話し合いました。

第1章 総則

「第1章 総則」では、条例の目的、定義、基本理念を規定しています。

目的

第1条 この条例は、今と未来のすべてのこどものために、こどもとともに、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することにより、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することを目的とします。

【解説】

第1条では、条例の目的を定めています。

条例の目的は、「こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちの実現」です。

ここにいう「まち全体」とは、まちを構成するあらゆる人や組織を意味します。この条例に基づき、こどもとともに、富田林市に関わるすべての人や組織が一体となって、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進していきます。

【関連する意見】

- ◇ 「自分が自分でいられる町」、「いつまでもみんなが笑顔な富田林」、「みんなが心でつながっている富田林」、「どんな年齢の人でも公平に助け合って過ごせる街」、「全ての人を取りこぼさない街にしよう」
【こどもワークシヨップ】
- ◇ 「こどもの意見を聞いたうえで反映させてほしい」、「大人が安心・自信・自由(こどもの権利)を守ってくれる環境」、「安心して過ごせるまち(歩いているときに笑顔が見られるし、明るい笑顔の人を見るとみんな笑顔になるから)」、「みんなの意見に基づいて作る条例(みんな幸せになるから)」【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ 「守られていないこどもの権利がある」と回答した中高生は63.8%、小学校高学年は59.4%。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 「こどもの権利が守られ、こどもが当たり前の権利をしっかりと理解し意識しながら成長することで、自分を大切にでき、周りの人を幸せにできるこどもを増やす。」、「こどもの意見をきちんと受け止め、反映した条例が出来、それが広がり、こどもの意見を尊重できる世の中になることを期待する。そのためにはまわりの大人自身も自分を尊重できるような社会になることが大切だと思う。」【関係団体等アンケート】

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に居住し、通学し、もしくは通勤する者、市内で活動する者のうち18歳未満の者またはこれらの者と等しく権利を認められることが適当な者をいいます。
- (2) 保護者 親または里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいいます。
 - ア 市内に居住し、通学し、または通勤する者
 - イ 市内で事業を営む個人、法人または団体(以下「事業者」といいます。)
 - ウ 市内で活動を行う個人、法人または団体
- (4) 育ち学ぶ施設等 市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設を運営し、または市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人もしくは団体をいいます。

【解説】

第2条では、条例で使用する「子ども」、「保護者」、「市民等」、「育ち学ぶ施設等」の言葉の意味を定めています。

こどもの定義について

児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)に基づき、子どもとは、市内に住んでいる、市内で学んでいる、働いている、活動する18歳未満の人と決めました。

また、こども基本法(令和4年法律第77号)を踏まえ、ひらがなのこどもを使用し、「これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」も合わせて決めました。

「これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」とは、18歳以上の者であっても、必要に応じて、こどもとして認める者を想定しています。例えば、高校に在学する18歳以上の者、児童養護施設を18歳で退所した後の支援が必要な者などが該当します。

保護者の定義について

保護者とは、こどもの親、里親、その他の親に代わり子どもを養育する人と決めました。

「その他の親に代わり子どもを養育する者」とは、例えば、死亡等により親がいない場合の未成年後見人や、親に代わり実際に子どもを養育している祖父母などが該当します。

市民等の定義について

市民等とは、次のアからウに該当する人や団体と決めました。

- ア 市内に住む人、市内で学ぶ人、働く人などが該当します。
- イ 市内の事業者や事業所などが該当します。
- ウ 市内でアおよびイ以外の活動を行う人または団体などが該当します。

育ち学ぶ施設等の定義について

公立・私立を含む市内すべてのこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設を運営する個人、

法人もしくは団体、または市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人もしくは団体をいいます。また、オンライン上であっても、市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う場合は該当します。

例えば、以下の施設や団体、個人などが該当します。

- ・保育園、幼稚園、認定こども園
- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- ・児童養護施設、放課後等デイサービス施設、障がい児入所施設
- ・学童クラブ、児童館、Topic、TONPAL など市の施設
- ・子育て支援センター、つどいの広場など地域子育て支援拠点事業を行う施設
- ・フリースクールなど不登校のこどもを支援する施設
- ・子ども食堂、地域のスポーツクラブ
- ・塾、スイミングスクールなどこどもの習い事教室
- ・家庭教師
- ・オンラインスクール、オンライン居場所を運営する団体

基本理念

第3条 こどもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) こどもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができること。
- (2) こどもは、安心して生き、育つことができること。
- (3) こどもは、自分の意見、考え、気持ち等(以下「意見等」といいます。)を聴かれ、表明することができ、その意見等が尊重されること。
- (4) こどもは、こどもの権利を理解され、尊重され、こどもにとって最善の利益を第一に考えられること。

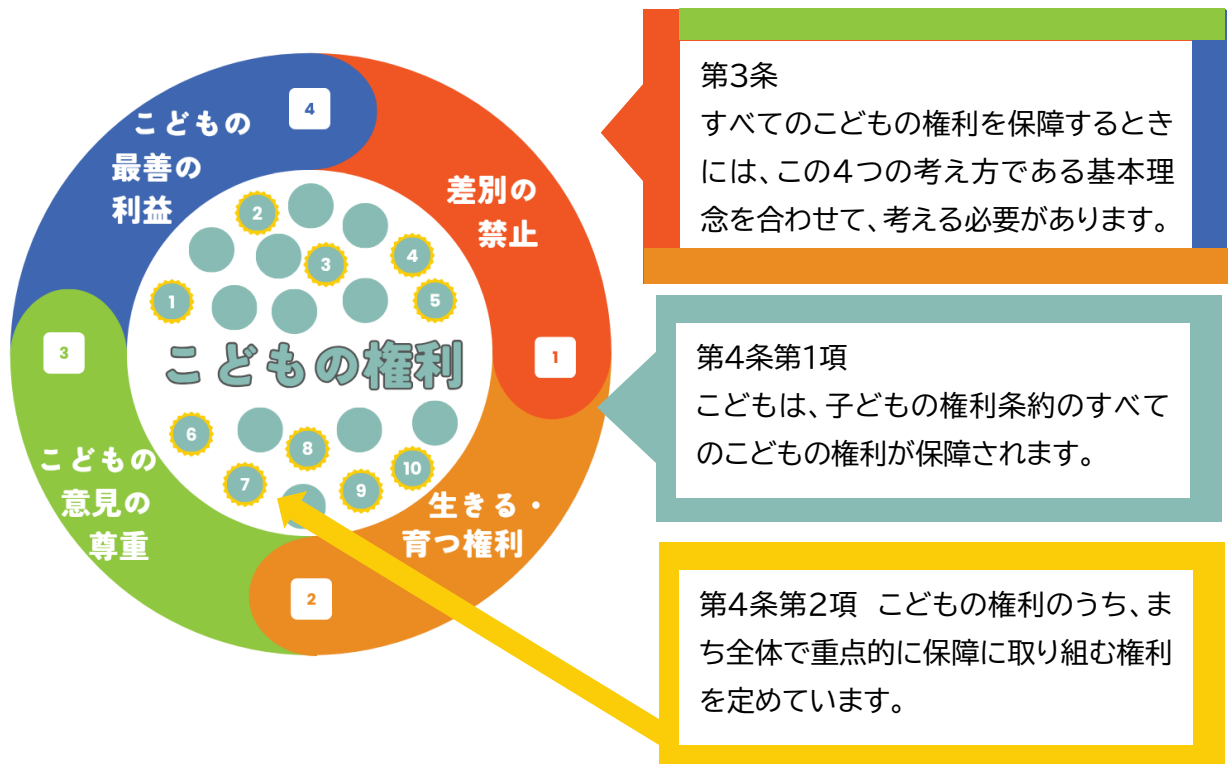
【解説】

第3条では、条例の基本的な考え方を定めています。

この条例では、子どもの権利条約やこども基本法の「一般原則」を前提としています。そのため、「子どもの権利条約の4つの原則」と「こどもの声を聴く取組」の意見をもとに、4つの基本理念を定めました。

この4つの基本理念は、条例に基づくすべての取組において指針となるものであり、この基本理念に基づき、こどもの権利の保障を行います。

- (1) 差別の禁止(子どもの権利条約 第2条)
- (2) 生きる・育つ権利の保障(子どもの権利条約 第6条)
- (3) こどもの意見の尊重(子どもの権利条約 第12条)
- (4) こどもの最善の利益(子どもの権利条約 第3条)



子どもの権利条約とは、世界中のこどもの権利を守るための国と国とのルールです。1989年11月20日に国連が作り、日本も1994年に約束していて、子どもの権利条約を守らなければなりません。子どもの権利条約の第1条から第42条に具体的なこどもの権利が書かれています。

【関連する意見】

- ◇ 「こどもの権利じゃないよ 一人の人間の権利だよ」、「おとなでもこどもと同じ人間だ」【こどもワークショップ】
- ◇ 自分にとって大切にしたい権利は、「差別の禁止」が小学校で10校、中学校で5校と最も多く選ばれた。【小学生・生徒会サミット】
- ◇ こどもたちが「困っている・怒っている」など嫌な気持ちになるときについて尋ねた結果、2番目に多かったのは「安心・安全」に関する意見で、戦争や暴力など、命に関わる問題が挙げられた。【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】
- ◇ 「自分のことは自分にきめさせろ」、「自分の意見を言わせてよ」【こどもワークショップ】
- ◇ 「友だちに伝えたいかるた」で最も多かった権利は、「第12条意見を表明する権利」(16件)です。その中で、「えらぶ自由 子どもにだってある」のかるたが5件選ばれた。【こどもワークショップ】
- ◇ 「こどもの権利規定の中では、「自由に意見を言え、聴かれ、その意見が正当に重視される権利」と「自己の最善の利益を第一次的に考慮されるこどもの権利」が特に重要ではないかと思う。」、「このような想いが乗った条例が制定され施行されることで、富田林市に住むこども達の最善の利益に繋がることを期待しています。」【関係団体等アンケート】
- ◇ 守られていない権利として、「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと(いじめをふくむ暴力や差別の禁止)」が40.4%と割合が最も高く、次いで「こどもにとって、一番よいことは何かを考えてくれること(こどもの最善の利益の追求)」が26.0%、「自分の意見を自由に言えること、大人に意見をきいてもらえること(こどもの意見の尊重)」が23.8%。【アンケート(市民)】

第2章 こどもの権利

「第2章 こどもの権利」では、日本国憲法、子どもの権利条約、こども基本法に基づき、こどもは権利の主体としてすべてのこどもの権利が保障されることを前提に、本市の実情を踏まえ、まち全体で重点的に保障に取り組むべきこどもの権利について規定しています。

こどもの権利の保障

第4条 こどもは、日本国憲法、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)およびこども基本法(令和4年法律第77号)に基づき、権利の主体として、すべてのこどもの権利が保障されます。

2 次に掲げるこどもの権利の保障に、まち全体で重点的に取り組みます。

- (1) どのような理由でも差別されない権利
- (2) あらゆる暴力から守られる権利
- (3) 自分の意見等を聴かれ、表明し、その意見等が尊重される権利
- (4) 自分に関わることに参加する権利
- (5) 安心して生き、育つ権利
- (6) ありのままの自分で生きる権利
- (7) 休む・遊ぶ権利
- (8) 学ぶ権利
- (9) 相談する権利
- (10) 必要な支援を受ける権利

【解説】

第4条では、日本国憲法、子どもの権利条約とこども基本法に基づき、すべてのこどもの権利が保障されること、まち全体で重点的に保障に取り組むこどもの権利を定めています。

この条例の制定に先立ち行われた「こどもの声を聴く取組」では、本市のこども自身が守られていないと感じる権利があるなど、特に関心をもっている権利が明らかになりました。そのため、第4条第2項では、まち全体で重点的に保障に取り組むべき権利について決めました。

なお、こどもが持つさまざまな権利は相互に密接に関連・依存しあうものであり、どの権利も等しく重要ですが、本市の実情に応じて第2項に掲げる権利の保障については、重点的に取り組みます。

(1) どのような理由でも差別されない権利

こどもであること、海外につながりがあること、障がいがあること、性別、性自認、性的指向、社会的出身、意見、考え、経済状況などのどのような理由があっても、差別されない権利です。

(2) あらゆる暴力から守られる権利

いじめや暴力、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取などのあらゆる暴力から守ってもらえる権利です。

(3) 自分の意見等を聴かれ、表明し、その意見等が尊重される権利

自分が思っていること、考えていること、感じていることを、自由に言ったり、伝えたりする権利です。そして、そうした自分の意見や考え、気持ちが周りの人に大切に受け止められ、尊重される権利です。

こどもは、乳児や幼児など、年齢に関係なく、成長に合わせた方法で、自分の意見や考え、気持ちを言ったり、伝えたりできます。

(4) 自分に関わることに参加する権利

自分に関わることに意見を言うこと、家庭や学校、地域などで意見を聴いてもらえること、自分に関わることを自分で決められることなど、自分に関わることの意味決定に参加する権利です。

(5) 安心して生き、育つ権利

家庭や学校、地域などで安心して毎日を過ごすことができ、成長することができる権利です。

こどもは、その命が大切にされ、安心して生活ができたり、自分の個性を生かしたり、自分らしく育つことができます。

(6) ありのままの自分で生きる権利

一人ひとりの個性や価値観など、ありのままの自分が大切にされ、生きることができる権利です。

こどもは、ありのままの自分が周りに認められ、大切にされ、生きることができます。

(7) 休む・遊ぶ権利

休んだり、遊んだりすること、文化や芸術活動に参加することができる権利です。

こどもは、心や体の回復のために、休むことやゆっくり過ごすことができます。

遊びは、こどもの成長に欠かせないものです。こどもは、年齢に合った遊びをしてみたり、自分のペースで遊んだり、文化や芸術活動に参加することができます。

(8) 学ぶ権利

自分の成長のために学ぶことができる権利です。

こどもは、自分の成長のために、必要な教育を受けることができたり、平等に学ぶ機会を得ることができたり、自分の意思で学ぶことができます。

(9) 相談する権利

困ったときや不安なとき、だれかに話を聴いてほしいとき、自分の考えを伝えたいときなどに、相談できる権利です。こどもは、悩んでいるときに、悩みを打ち明けたり、困っているときや助けてほしいときに、助けを求めたり、だれかに話を聴いてほしいときに、話を聴いてもらえたりすることができます。

(10) 必要な支援を受ける権利

困ったときや助けてほしいときなどに、必要な支援を受ける権利です。

例えば、差別やいじめ、虐待などにより、心や体が傷ついたときに、回復や再発防止ができるよう必要な支援を受けることができます。ヤングケアラーなどが適切な支援を受けることができます。障がいのあるこどもが、自分らしく生き、社会に参加し、交流ができるように、それぞれのこどもに合わせた必要な支援を受けることができます。

【関連する意見】

- ◇ 守られていない権利として、中高生では「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと(いじめをふくむ暴力や差別の禁止)」・「どんな理由でも差別されないこと(差別の禁止)」・「自分の意見を自由に言えること、大人に意見をきいてもらえること(こどもの意見の尊重)」、小学校高学年では「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと」・「叩かれたり、嫌なことをされたりしないこと」・「差別されないこと」が上位3つにあげられた。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 差別の禁止(2条)が10校で最も多くの学校で大切にしたい権利とされており、次いで、休み、遊ぶ権利(31条)が9校、意見を表す権利(12条)が5校と比較的多くの学校で選ばれた。【小学生サミット】
- ◇ 差別の禁止(2条)が5校で最も多くの学校で大切にしたい権利とされており、次いで、生きる権利・育つ権利(6条)が4校、休み・遊ぶ権利(31条)が3校と比較的多くの学校で選ばれた。【生徒会サミット】
- ◇ 「差別をしない(いろんな人が平和になるから)」・「差別なしに平等に守られたい(平等に暮らしたい)」・
- ◇ いろんな人の文化や違いを知る(知ったほうが差別とかがなくなると思ったから)【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ 大切だと思うこどもの権利では、「学校でいろんなことを知ること」・「自分の気持ちを言えること」・「将来の夢を持つこと」が上位3つにあげられた。【アンケート(小学校低学年)】
- ◇ こどもたちは、自分の意見を表明する機会と、それが実際に反映されることを望んでいることがわかった。フリースクールでは「聞いてはくれるけど改善されるわけではない」という意見があった。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ あなたにとって大切なものに関する意見では、命(自分、友達)・自分(ぎゅっとしてもらう)など命や安全に関わる問題に関心が強いことがわかった。【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】
- ◇ こどもたちにうれしい・幸せだと感じるときについて尋ねた結果、「遊び」に関する意見が最も多く挙がった。たとえば、遊園地や旅行に行ったり、公園で遊んだり、家でおもちゃで遊んだりすることが、こどもたちにとって特にうれしい瞬間であることが分かった。また、2番目に多かった「自分のもの」についての意見でも、おもちゃをもらったときなど「遊び」に関連しているものが多い。【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】
- ◇ 「一番気になったかるた」で最も多かった権利は、「第24条 健康に生きる権利」(21件)、次いで、「第12条 意見を表明する権利」(18件)、「第28条 教育を受ける権利」(15件)であった。「友だちに伝えたいかるた」で最も多かった権利は、「第12条 意見を表明する権利」(16件)。次いで「第24条 健康に生きる権利」(11件)、「第2条 差別されない権利」・「第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利」(各10件)であった。【こどもワークショップ】
- ◇ 困っていることを「相談できる人はいない」と回答した中高生は、9.5%でした。中学生では10%未満、高校生では10%台と、学年が上がるにつれて「相談できる人はいない」と回答したこどもの割合が増える傾向が見られた。【アンケート(中高生)】
- ◇ 「困った時に相談できるところがある」・「近くに遊びに行けて、話を聞いてくれるところがある」・「子供が困ったことや大人に伝えたいことを伝える手伝いをしてくれる人がある」【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】

第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割

「第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割」では、「共通の責務」、「市の責務」、「保護者の役割」、「市民等の役割」、「育ち学ぶ施設等の役割」について規定しています。

共通の責務

第5条 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利を理解し、尊重し、保障します。

2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに意見等を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見等を尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考えます。

3 すべての人は、こどもに、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取その他あらゆるこどもの権利侵害(以下「こどもの権利侵害」といいます。)を行ってははいけません。

4 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもが安心して生き、育つことができるよう、まち全体でこどもを見守り、支援します。

【解説】

第5条では、市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等が共通して守らなければならない4つの責務について定めています。

第1項では、「こどもの権利の理解と尊重、そして保障」について定めています。こども・市民アンケート結果では、こどもの権利を守るために必要な仕組みとして、「大人がこどもの権利を知る」ことが多く選ばれました。

第2項では、「こどもの意見表明権の保障と最善の利益」について定めています。こどもには意見表明権があり、おとなはこれを保障する義務があります。こどもアンケートの結果から、おとながこどもに意見を聴き、尊重することで、こどもの家庭・学校生活の満足度や幸福度の向上につながることが分かりました。

第3項では、「こどもの権利侵害の禁止」について定めています。こどもアンケートの結果では、守られていないこどもの権利があると回答したこどもが一定数存在しました。いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取、その他あらゆるこどもの権利侵害は、あってはならないものです。条文では「すべての人は」と規定していますが、これは市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等といったおとながこどもの権利を尊重する責任があるだけでなく、こども自身も他のこどもの権利を尊重しなければならないという意味を含んでいます。

第4項では、「まち全体でのこどもの支援」について定めています。こどもが自分らしく、安心して、幸せに生きるためには、保護者だけが子育てをするのではなく、まち全体でこどもを見守り、支援していく必要があります。

【関連する意見】

- ◇ アンケートの結果によると、こどもの権利を守るための仕組みでは、「大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える」が市民は73.0%、中高生は41.9%、小学校高学年は41.0%と回答した。【アンケート(市民・中高生・小学校高学年)】

- ◇ 調査の結果、大人がこどもの権利を理解し、尊重することで、こどもの満足度、幸福度の向上につながる事が分かった。こどもも大人も「こどもの権利」を理解することが重要。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ こどもの権利を「くわしく知っている」人のうち、94.4%がこどもの意見を「大事に扱っている」(とても大事に扱っている+大事に扱っている)と回答している。【アンケート(市民)】
- ◇ 親や先生といった「大人」が意見を大事にしてくれることが幸福度の向上につながっていることが分かった。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 特別支援学校では「大人がこどもの話を聞く」といった、大人の受け入れ態勢についての意見があった。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ こどもたちからは「自分の大切なものが勝手に捨てられたり、ゆっくり食べたいのに早く食べなさい」と言われたり、自分の意見を聞いてくれないなど、「大人が自分の意見を聞いてくれない」と感じる事が嫌な気持ちを引き起こすという意見もあった。【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】
- ◇ 特に、[学校以外]では「大人の意識変化」や「周知・啓発」の重要性も指摘されており、こどもの権利保障のためには大人も含め、地域全体の意識改革が不可欠であるという認識が示されている。【関係団体等アンケート】

市の責務

第6条 市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進する責務を有します。

2 市は、関係機関と協力し、こどもの権利侵害を防止および救済します。

3 市は、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。

【解説】

第6条では、市の責務を定めています。

市の定義について

ここにいう市とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会またはこれらに置かれる機関(市立学校など)をいいます。

関係機関の定義について

ここにいう関係機関とは、市内・市外に関わらず、こどもの権利侵害の防止・救済のために、連携や協力が必要な機関をいいます。例えば、育ち学ぶ施設等、国、大阪府、他市町村、市外にある児童養護施設などです。

第1項では、「こどもの権利を保障するまちづくりの推進」を定めました。市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等と協力・連携しながら、「第4章こどもの権利を保障するまちづくりの推進」、「第5章こどもの権利の擁護および救済」、「第6章条例の推進」などの取組

を進めます。

第2項では、「こどもの権利侵害の防止・救済」について定めました。こどもアンケートの結果では、「いじめのこと」、「ぼう力(ぎゃくたいなど)」、「お金のこと」で困っている、つらいと感じていると回答したこどもが一定数存在しました。また、関係団体等ヒアリングでも、こどもを支援する団体間の連携強化の必要性があげられました。こどもの権利侵害を未然に防ぎ、権利侵害にあったこどもを救済するため、市は関係機関と協力して、こどもの権利侵害の防止・救済を行っていきます。

第3項では、「役割を果たすための支援」について定めました。保護者、市民等および育ち学ぶ施設等が、第5条、第7条、第8条、第9条で規定する役割を果たすことは、こどもが自分らしく、安心して、幸せに生きるために重要です。市は、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等が役割を果たすことができるように、必要な支援を行います。

【関連する意見】

- ◇ 「今、困っていること、つらいと感じていること」では、「いじめのこと」中高生2.0% 小学校高学年5.0%、「ぼう力(ぎゃくたいなど)」中高生1.5% 小学校高学年3.7%、「お金のこと」中高生8.8% 小学校高学年3.9%。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 今回のヒアリングを通じて多く意見があがったのは、こどもを支援する団体間の連携強化とさらなる情報共有の必要性である。多くの団体から「横のつながりが希薄」「どこに相談していいかわからない」「どの団体がどのような活動をしているか情報が不足している」との指摘があった。なかには「市町村の福祉の窓口のハードルが高い」「こどもと接する教育現場と福祉現場にずれが生じていると感じる」と指摘する団体もある。【関係団体等ヒアリング】
- ◇ 家庭への要望では、全体では「お金の心配をせずに暮らすための経済的なサポート」が61.0%と割合が最も高く、次いで「家族に仲良くしてほしい」が46.0%、「親にもっと自分の話を聞いてほしい」が42.0%。【アンケート(市民)】。
- ◇ こどもの権利を守る為にも保護者のサポートの充実が必要だと思う。【関係団体等アンケート】
- ◇ こどもの権利を保障するためには、こどもを直接支援するだけでなく、こどもを支える大人や団体等へのサポートも欠かせない。ヒアリングでは、こどもを支援する大人のマンパワー不足や担い手育成の必要性が指摘された。また、ボランティアベースでは活動の継続性が担保できないという課題、費用面での支援の必要性に関する意見もあげられた。これらの点から、こどもを支援する大人や団体が安定的に活動できるようサポートすることも重要であるとうかがえる。【関係団体等ヒアリング】

保護者の役割

第7条 保護者は、こどもの養育について第一義的責任があることを踏まえ、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考え、こどもが安心して生きることができる環境をこどもとともに育んでいきます。

2 保護者は、こどもの養育、子育てまたは家庭に関する悩み、困りごと等について、市、育ち学ぶ施設等および関係機関に相談し、または支援を求めることができます。

3 保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と連携し、こどもの権利を保障するまちづくりをともに考え、協力していきます。

【解説】

第7条では、保護者の役割を定めています。

第1項では、子どもの権利条約、こども基本法、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、民法(明治29年法律第89号)、教育基本法(平成18年法律第120号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定を踏まえ、保護者がこどもの養育について「第一義的責任を持ち、こどもの最善の利益を考え、こどもが安心して生きることができる環境を育むこと」を定めました。

第一義的責任とは、こどもの養育について、保護者が最も基本的な責任を持つことを意味します。しかし、子育ては保護者だけが担うべきものではありません。保護者が中心となりながらも、まち全体で連携し、こどもの育ちを支えることが必要です。保護者がこどもにとって最善の利益を考えるためには、まち全体で保護者に寄り添い、サポートする体制を整えることが大切です。

さらに、「こどもの声を聴く取組」において、多くのこどもが「安心して生きる」ことを望んでおり、家庭で安心して生きることが求められています。こどもが安心して生きるためには、こどもの声を聴き、こどもにとっての最善の利益を、こどもと一っしょに考えていくことが大切です。そのため、こどもが安心して生きることができる環境をこどもとともに育んでいくことを保護者の役割として定めました。

第2項では、「市に相談や支援を求めることができること」を定めました。現在、少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化、共働き世帯の増加などにより、保護者が孤立してしまう状況が増えています。こうした社会的背景の中で、保護者が安心して子育てを行える環境を整えることが課題となっています。まち全体で保護者を支え、悩み、困りごと等を共有し、解決を図ることで、保護者が安心して子育てできる環境を構築することが重要です。

第3項では、「こどもの権利を保障するまちづくりへの協力」を定めました。市が実施するこどもの権利を保障するまちづくりを推進していくには、保護者の協力が必要なためです。

【関連する意見】

- ◇ 自分の家庭に「とても満足している」ではあなたの意見を「大事にしてくれる」(とても大事にしてくれる+大事にしてくれる)が97.3%と割合が最も高く、満足度の低下に伴い「大事にしてくれる」(とても大事にしてくれる+大事にしてくれる)が低くなっている。【アンケート(中高生)】
- ◇ アンケート結果では、居場所と感じられる場所として、「自分の部屋」「自分の部屋以外(リビングなど)」が上位に挙がっている。【アンケート(市民・中高生・小学校高学年)】
- ◇ 「どんなときが楽しいですか?」という質問では、支援員や療法士など日常的に関わる大人の写真への反応が複数のこどもに見られた。また、家族や自分の居室や身近な環境に対する安心感を示すような反応も確認できた。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ こどもの意見を受け入れる大人側の環境整備も必要と言える。大人(保護者)へのこどもの権利条例の周知、大人がこどもの意見を受け入れる余裕を作るための支援が重要といった意見があげられた。【関係団体等ヒアリング】
- ◇ 家庭への要望について中高生は「勉強へのプレッシャーをあまりかけないでほしい」が33.1%、「家族に仲良くしてほしい」が17.6%、「お金の心配をせずに暮らすための経済的なサポート」が15.6%。小学校高学年は「勉強のことを、たくさん言わないでほしい」が22.1%、「家族になかよくしてほしい」が20.8%、「親にもっと家にいてほしい」が16.2%。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 両親が子育てに苦まず、日常生活が楽しいと感じられるような富田林【こどもワークショップ】

市民等の役割

第8条 市民等は、こどもの権利を保障するまちづくりの推進に協力するよう努めます。

2 事業者は、その従業員が仕事と子育てを両立し、こどもの権利を保障することができる環境の確保に努めます。

【解説】

第8条では、市民等の役割を定めています。

第1項では、「こどもの権利を保障するまちづくりの推進への協力」について定めました。まち全体で、こどもを見守り、支援するためには、市民等の協力が必要です。市が実施することも施策に、市民等が協力することで、こどもが自分らしく、安心して、幸せに生きるまちの実現につながります。

第2項では、「こどもの権利を保障することができる環境の確保」について定めました。事業者は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点から、働く者がこどもとの関わりを深めることができる職場の環境づくりを求められています。

【関連する意見】

- ◇ 家庭への要望では、全体では「勉強のことを、たくさん言わないでほしい」が 22.1%、「家族になかよくしてほしい」が 20.8%、「親にもっと家にいてほしい」が 16.2%となっています。【アンケート(小学校高学年)】

育ち学ぶ施設等の役割

第9条 育ち学ぶ施設等は、学び、体験、遊び等を通じて、こどもが自分らしく、安心して生き、育つことができる環境および機会を確保します。

2 育ち学ぶ施設等は、市、保護者および市民等と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進します。

3 育ち学ぶ施設等は、関係機関と協力し、こどもの権利侵害を防止および救済します。

【解説】

第9条では、育ち学ぶ施設等の役割を定めています。

第1項では、「こどもが自分らしく、安心して生き、育つことができる環境および機会を確保すること」を定めました。育ち学ぶ施設等は、こどもにとって、学びや交流の場であると同時に、多くの時間を過ごす生活の場です。そのため、育ち学ぶ施設等において、こうした環境や機会を確保することは重要です。

第2項では、育ち学ぶ施設等は、こどもに身近な場であることを考慮し、市、保護者および市民等と協力・連携して、こどもの権利を保障するまちづくりを推進することを定めています。

第3項では、「こどもの権利侵害の防止および救済」について定めました。

問題の内容に応じて、児童相談所や各種相談機関、第5章で規定しているこどもの権利擁護委員会、弁護士、医師など、関係機関と協力して、こどもの権利侵害からの適切な救済、回復に向けた対応が必要です。さらに、こどもの権利侵害が起きないように、事前に予防すること、もし起きてしまったときには再び同じことが起きないようにすることも必要です。

【関連する意見】

- ◇ 「教員全員がこどもの権利を覚えてほしい」【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ 大切だと思うこどもの権利では、「学校でいろんなことを知ること」が72.9%と最も高くなっている。
【アンケート(小学校低学年)】
- ◇ アンケートの結果によると、学校に「とても満足している」中高生は、自分の意見を学校の先生が「大事にしてくれる」(とても大事にしてくれる+大事にしてくれる)が94.2%と割合が最も高く、満足度の低下に伴い「大事にしてくれる」(とても大事にしてくれる+大事にしてくれる)の割合が低くなっている。小学校高学年でも同じ傾向が見られた。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 「とても幸せ」と感じている人は、学校生活に対して「満足している」(とても満足している+満足している)が89.4%と割合が最も高くなっており、幸福度の低下に伴い学校生活の満足度も低くなっている。小学校高学年でも同じ傾向が見られた。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 学校への要望について、中高生は「より良い校則にする」が49.0%と割合が最も高く、次いで「宿題を減らす」が42.2%、「遊びの時間を増やす」が42.1%。小学校高学年は「遊びの時間をふやす」が49.0%と割合が最も高く、次いで「宿題をへらす」が45.9%、「いじめをなくす」が40.0%。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 学校への要望について、「いじめをなくす」が60.2%と割合が最も高く、次いで「もっと将来の役に立つ授業にする」が48.2%、「先生がもっと生徒の意見を聞いてくれるようになる」が42.7%。【アンケート(市民)】

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進

「第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進」では、「こどもの権利の周知および啓発」、「こどもの権利侵害の防止および救済」、「こどもの意見表明および参加」、「こどもの相談」、「こどもの権利を保障する施策の推進」について規定しています。

こどもの権利の周知および啓発

第10条 こどもは、子どもの権利条約およびこの条例について、知ることができます。

2 市は、こども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約およびこの条例の積極的な周知および啓発を行います。

3 市は、こどもがこどもの権利を学ぶ多様な機会を設けます。

4 市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員が、こどもの権利を知る多様な機会を設けます。

5 市は、こども、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、富田林市こどもの権利の日を定めます。

6 富田林市こどもの権利の日は、11月20日とします。

【解説】

第10条では、こどもの権利の周知および啓発を定めています。

こどもの権利を保障していくためには、こども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員のこどもの権利に関する認知度・理解度を向上する必要があります。そのため、周知および啓発を行うことは重要です。

アンケート等の結果では、こどもの権利について学校で教えることや大人たちにもっとこどもの権利を伝えることの重要性に関する意見が多くありました。

そのため、市はこども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約およびこの条例の積極的な周知および啓発を行うことを決めました。そして、市は、こどもがこどもの権利を学習できる多様な機会を設けること、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員がこどもの権利を知る多様な機会を設けることにより、こどもの権利の周知および啓発を行っていきます。

そして、重点的に周知を行う日として「こどもの権利の日」を設けることを決めました。11月20日は「世界子どもの日」で、子どもの権利条約が国連総会で採択された日です。

【関連する意見】

- ◇ こどもの権利を守るためのしくみとして、「こどもたちに「こどもの権利」について、もっと学校などで教える」が中高生は45.3%、小学校高学年は45.2%と割合が最も高く、次いで「大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える」が中高生は41.9%、小学校高学年は41.0%となっている。【アンケート(中高生・小学校高学年)】

- ◇ こどもの権利を守るためのしくみとして、「大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える」が73.0%と割合が最も高く、「こどもたちに「こどもの権利」について、もっと学校などで教える」が52.8%となっている。【アンケート(市民)】
- ◇ こどもの権利を「知っている」と回答した中高生は30.2%。小学校4～6年生は約50%、中学生は約30%、高校生は約20%がこどもの権利を「知っている」と答えた。学年が上がるにつれて、こどもの権利の認知度は低下する傾向が見られた。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ こどもの権利を「くわしく知っている」と回答した人の94.4%は、こどもの意見を「大事に扱っている」と回答。一方で、こどもの権利を「聞いたことはない」と回答した人は、57.8%にとどまっている。このことから、こどもの権利の認知度が高いほど、こどもの意見を大事にしようとする意識の高さがうかがえる。【アンケート(市民)】
- ◇ 「こどもの権利について学べること(こどもの権利を知る権利)」の認識がやや低い(全体で63.5%)ことから、こども自身が自らの権利を知り、適切に行使できるようにするための教育や啓発の強化が求められている。【関係団体等アンケート】
- ◇ 「こどもの権利条例を制定したのち、こどもたちに周知徹底してほしい。」「市民全体で楽しく学べるような機会がもっとあるといいと思う。」「【関係団体等アンケート】

こどもの権利侵害の防止および救済

第11条 こどもは、こどもの権利侵害を受けたとき、または受けるおそれがあるときは、必要な支援を受けることができます。

2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利侵害の防止および早期発見に努めます。

3 市および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行います。

4 市および育ち学ぶ施設等は、その職員等に対し、前項の支援を行うために必要な知識を学ぶ機会を設けます。

【解説】

第11条では、こどもの権利侵害の防止および救済を定めています。

いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取、デートDV等のこどもの権利を侵害することは、こどもの自尊感情を傷つけ、こどもの成長に深刻な影響を与えます。誰であってもその行為を行うことは許されません。

市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、日常的にこどもに関わり、こどもの権利を保障していく立場にあるため、未然防止と早期発見に努める必要があります。また、こどものセーフガーディング※の取組に努めることも必要です。

そして、市および育ち学ぶ施設等は、権利侵害を受けたこどもを発見したときは、必要な支援を行い、関係機関と連携して、適切かつ迅速に救済することについて決めました。

さらに、市および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利侵害を防止および救済するために、研修などの学ぶ機会を設けることを決めました。

※活動に携わるあらゆる人が、その活動を通して直接的、間接的に関わる子どもたちに、いかなる形の不利益も生じることがないよう、活動の企画や運営のなかで可能な限り必要な施策を事前に定め、予防のための行動をとることです。日本ユニセフ協会ウェブサイト(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_childsafeguarding.html)から引用。

【関連する意見】

- ◇ アンケート調査結果から、子どもたちは様々な課題に直面していることが明らかになった。特に、こどもの状況で気になっていることでは、「家族との関係性」について、[学校]・[学校以外]の区分を問わず7割を超える回答があり、最も高い関心事となっている。また、6割を超える団体が、虐待、ひきこもりや不登校、障がいのあるこども、学校での生活について気になっていることと回答しており、こどもたちの課題の多様性がうかがえる。こうした課題は単独で存在するのではなく、互いに関連し合っていることが推察できる。例えば、家族との関係性の悪化が不登校につながったり、貧困が家族関係に影響を与えたりするなど、多角的な視点からの支援が必要とされている。【関係団体等アンケート】
- ◇ 連携・交流を希望する機関として、[学校]では困難な状況に置かれている家庭への支援ができる機関などの専門機関をあげているのに対し、[学校以外]では専門機関のほか、行政機関、学校、ソーシャルワーカーや地区の民生委員など多岐にわたっている。これは、こどもに関する課題が多様化・複雑化しており、より包括的な支援を行う必要がある現状を反映しているものと考えられる。【関係団体等アンケート】
- ◇ こどもの権利に関する研修等については、「取り組んでいる」43.2%と「これから取り組みたい」40.5%を合わせると83.7%に達している。【関係団体等アンケート】

こどもの意見表明および参加

第12条 こどもは、自由に自分の意見等を表明することができ、自分に関わることに参加することができます。

2 こどもは、意見等を表明するために、必要な情報を得たり、意見等を形成するための支援を受けたりすることができます。

3 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに意見等の表明を強要し、または表明したことによる不利益な取扱いをしてはいけません。

4 市は、こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設けます。

5 市は、こどもに関する施策の立案、実施結果の評価等を行うときは、こどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。

6 市は、前項の機会を設けるときは、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用います。

7 市は、こどもの意見等を尊重し、こどもに関する施策等に反映するよう努めます。

8 市は、こどもの意見等に対し、こどもにフィードバックする機会を設けます。

9 保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設けるよう努めます。

【解説】

第12条では、こどもの意見表明および参加を定めています。

条例検討委員会では、こどもの参加、意見表明について議論を重ねてきました。「こどもの声を聴く取組」の意見でも、「意見はこどもにもたくさんあるから言わせてよ」、「こどもの意見を聞いたうえで「反映」させてほしい」といった意見表明に関する意見が数多く寄せられました。そこで、こどもに関する様々な場面で、こどもが参加し、意見を表明する機会を保障するため、こどもの意見表明および参加について明記しました。

こどもの意見表明というと、会議やアンケートなど「公式な場」を想像されることが多く、それらは意見表明の機会として重要です。しかし、家庭や学校、子ども食堂、地域活動の場など、こどもが普段過ごす居場所において、安心して自分の気持ちや考えを話せる環境があることも、重要な意見表明の機会です。日頃からこどもに寄り添い、こどもの話を聞き、信頼関係や安心できる関係を築くことで、こどもがふとしたときに発する声や、何気ない言葉の中にある「意見」を拾い上げることができます。

こどもの権利を保障するためには、形式的な機会だけでなく、日々の生活の中でこども一人ひとりの声に意識を向けることが大切です。そのため、市はその機会を確保すること、そして保護者、市民等および育ち学ぶ施設等に、その機会を設けるよう努めることを定めました。

市では、若者が本市に必要な施策や取組など、まちづくり全般に関する事項について検討・協議・提案する場である「若者会議」や、小学校や中学校の代表者が集まり発表や議論を行う場である「小学生・生徒会サミット」を開催しています。今後こうした活動を踏まえ、こども会議やこどもの意見箱など市の施策にこどもの意見が反映される多様な参加の手法について検討します。

【関連する意見】

- ◇ 大人がこどもの意見を大事にすることで、こどもの家庭・学校生活への満足度や幸福度が高くなる傾向が見られた。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 大人が自分の話を聞いてくれないほど、自分の気持ちや言いたいことが「言える」の割合が低くなっている。【アンケート(小学校低学年)】
- ◇ 取組の結果、約500件のこどもの意見を聴くことができた。5歳児のこどもは意見を言えない・聞いても意味がないと考える人もいるかもしれないが、今回の取組を通して、5歳児のこどもでも大人と同じようにたくさんの意見を持っていることがわかった。【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】
- ◇ 日本語教室では、安心して意見を言うためには「少人数」「知っている人がそばにいる」環境が必要であるとの意見があり、児童養護施設では「えらぶ自由 子どもにだってある」「ルールって みんなで決めるものだよね」という意見表明に関連するかるたに多く共感を示した。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ 「自分(オリジナル)のかるた」では、「意見は子どもにもたくさんあるから言わせてよ」「子どもも大人の話にはいいたい」「やめようよ 子どもの意見を無視するな」など「第12条 意見を表明する権利」につながると考えられる内容がみられた。【こどもワークショップ】
- ◇ アンケート調査結果では、具体的な取り組みとして、目安箱や意見箱の設置、アンケートの実施、児童会・生徒会活動、意見表明のための専門委員会の設置など、様々な手法でこどもの声を聴く工夫がされている。特に注目すべき点は、直接意見を言いにくい場合の配慮として、匿名での意見表明の場や、アドボケイトの活用など、こども一人ひとりの特性や状況に合わせた意見表明の機会を創出していることである。さらに、単に意見を聴くだけでなく、その意見に対するフィードバックの重要性も認識さ

れている。【関係団体等アンケート】

こどもの相談

第13条 こどもは、悩み、困りごと、意見等について、気軽に相談することができます。

2 市は、こども自身が気軽に安心して相談できる機会を設けます。

3 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもが気軽に安心して相談できる環境づくりに努めます。

4 こどもからの相談を受けた者は、こどもの権利の擁護または救済に必要な場合を除き、その相談に関する秘密を守らなければなりません。

【解説】

第13条では、こどもの相談を定めています。

アンケートの結果から、「相談できる人がいない」と回答したこどもが一定数いることが分かりました。さらに、その相談できる人に関しては信頼関係の構築が重要であることがこどもの意見から多く寄せられています。こどもが悩みや困りごとを抱えたとき、相談できる人がいることは安心して過ごすために重要な条件であり、おとなはこどもの「相談する権利」の保障に努める必要があります。

ここにいう相談できることには、個人の悩みや困りごとだけでなく、こどもの意見、考え、気持ち等を含みます。例えば、学校の校則やこどもに関する施策について、疑問に思うことなどを相談することができます。

アンケート結果によると、こどもの権利を守るためには、「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所」や「誰にも知られずに相談できる場所」を求める声が多く寄せられています。そのため、こども自身が気軽に安心して相談できる機会を設けることを決めました。市は、既存のこどもの相談窓口や今後設置する第5章の「こどもの権利擁護委員会」において、こども自身が気軽に安心して相談できるようにしなければなりません。

さらに、市だけでなく、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等においても、こどもが相談しやすい環境づくりに努める必要があります。これは、こどもにとって、相談できる人は、「市」「学校」だけでなく、「家庭」「地域」なども含む、様々な人が相談相手となり得るためです。

相談しやすい環境づくりとして、こどもとの信頼関係の構築はもちろんのこと、相談された際に、適切な関係機関や相談窓口につなぐなど、こどもの相談を後押しするような環境づくりも必要です。

また、相談を受けた者は、相談内容について本人の同意なしに、秘密を他の人に共有しないように配慮しなければなりません。ただし、第11条第2項に規定するこどもの権利侵害の防止および早期発見に努め、第11条第3項に規定する市および育ち学ぶ施設等がこどもに必要な支援を行うために必要な場合は、こどもの最善の利益を考慮しつつ、情報共有をすることも考えられます。

【関連する意見】

◇ 「相談できる人はいない」と回答した小学校高学年は5.0%。小学校4年生では3.2%、小学校5年生では5.9%、小学校6年生では6.0%と、学年が上がるにつれて「相談できる人はいない」と回答したこどもの割合が増える傾向が見られた。【アンケート(小学校高学年)】

◇ 「困っているときに聞いてもらう相手がいない」と回答した小学校低学年は6.4%。小学校3年生は

4.9%、小学校2年生は5.3%、小学校1年生は9.2%と学年が下がるにつれて、「困っているときに聞いてもらう相手がいない」と回答したこどもの割合が高くなっている。【アンケート(小学校低学年)】

- ◇ アンケート調査結果で、こどもの権利を守るための仕組みとして、「気軽に遊びに行けて、話を聞ってくれる場所が近くにある」と回答した中高生は28.2%、小学校高学年は27.8%。【こどもアンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 「解決までしてくれるところ(相談の原因になっているものを解決してほしい)」、「人がいないところ(内緒にしてほしいことがあるから)」、「相談したことで大ごとにならないところ(解決までしなくても、一旦話を聞いて受け止めてくれるようなところ)」、「困った時に相談できるところがある」、「子供が困ったことや大人に伝えたいことを伝える手伝いをしてくれる人がいる」【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ 「いじめだと感じたらすぐ相談を」、「いやだと感じたらしんらいできる人に話を」【こどもワークショップ】

こどもの権利を保障する施策の推進

第14条 市は、すべてのこどもがだれ一人取り残されることなく、その権利が守られ、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の防止と解消に向けた取組を推進します。

2 市は、こどもが楽しく遊んだり、休んだり、勉強したりし、安心して自分らしくいられる多様な居場所づくりを推進します。

3 市は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる多様な環境づくりを推進します。

4 市は、こどもの置かれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行います。

5 市は、保護者がこどもの権利を保障することができるよう、それぞれの家庭等の状況に応じた支援を行います。

6 市は、こどもの権利の保障について、市民等および育ち学ぶ施設等と協力するとともに、こどもの権利を保障するための活動を支援します。

【解説】

第14条では、こどもの権利を保障する施策の推進を定めています。

第1項では、貧困の防止と解消について定めています。

すべてのこどもが、だれ一人取り残されることなく、その権利が守られ、社会から孤立することのないよう、健やかに育ち、学べるようにしなければなりません。平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年の改正で、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されました。

これらのことから、市はこどもの貧困の防止と解消に向けて、取組を推進することを決めました。

第2項では、居場所について定めています。

こどもの居場所は、地域の中でこどもが安心して過ごせ、自由に友達と遊んだり、ひとりでゆっくり休んだり、勉強したり、自分らしくいることができる場所として、とても重要です。アンケート結果から友達

と遊ぶ・勉強する場所を増やすといった「遊び」の居場所を求める声が数多く挙がっています。

さらに、アンケートだけでなく、多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリングでも、家や学校にいたくないときに過ごせる場所を増やすことが求められています。そのため、市はこどもが遊んだり、休んだり、勉強したりできる多様な居場所づくりを推進していくことを決めました。

第3項では、学びについて定めています。

こどもの権利について学ぶ機会は、すべてのこどもにとって重要です。特に、自分自身の権利を理解し、尊重されることはすべてのこどもにとって欠かせません。そのため、こどもの学びは、こども一人ひとりの状況に適していることがとても重要です。多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリングの結果からも、言語や文化の違い、障がいの有無、家庭環境、不登校など、様々な状況にあるこどもが学ぶことができる多様な環境づくりがこどもから求められています。

第4項、第5項および第6項では、支援について定めています。

こどもの権利を保障するためには、こどもへの支援だけでなく、こどもの権利を保障する人や団体への支援が求められています。そのため、こどもへの支援に加え、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等への支援を決めました。

【関連する意見】

- ◇ 「理想の富田林」について聞いたところ、「一人も悲しい思いをしている人がいない笑顔のまち」、「全ての人を取りこぼさないまちにしよう」などの意見があげられた。【こどもワークショップ】
- ◇ 家庭へのサポートとして望むことは、「お金の心配をせずに暮らすための経済的なサポート」が61.0%と最も高かった。【アンケート(市民)】
- ◇ [学校]では、経済的な事情により進学が難しいことや、貧困家庭への多方面からの支援を可能にする体制の拡充といった内容があげられた。[学校以外]では、貧困に対する直接的支援の難しさ(貧困が見えづらいためアウトリーチが難しい)、貧困による親の長時間労働とそれによるこどもの家事時間の増加、相談窓口の時間が限られているため、相談に行くことが難しい人がいることなどがあげられた。【関係団体等アンケート】
- ◇ すべての施設・団体のこどもに共通して、「安心できる場所」を求める意見が多く見られた。フリースクールでは「家や学校にいたくない時に気軽に行ける場所」、特別支援学校では「友だちがいる」「先生がいる」場所が安心できるという意見が多くあった。また、児童養護施設では「たすけてって 誰でも言って いいんだよ」「逃げたっていい 逃げることも大切」といったかるたに共感したことからも、安心できる環境の重要性がうかがえる。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ 最も多かった「大事にしたい権利」は「こどもの居場所」(6件)。次いで「こどもの安心」(5件)となった。「こどもの居場所」を選んだ理由として、「学校や家族だけが全てではないと思ったから」や「安心して話をできる場所が必要」「『ここなら大丈夫』と思える場所があると楽だろう」等の意見があがっており、こども同士はもちろんのこと、大人たちや様々な人との交流を通し、こどもたちが、安心して自分らしく過ごすことができる場所を望んでいることがうかがえる。【こどもワークショップ】
- ◇ 「家庭」への満足度が低いと、こどもにとっての居場所の上位に自分の家(部屋やリビングなど)以外に「おじいちゃんおばあちゃんや親せきの家」、「公園などの屋外」、「ショッピングセンターやファストフ

ードなどのお店」など、自分の家以外に居場所を求めていることがうかがえる。また「家庭」への満足度が高い子どもと比較すると、「とくになし」と回答することの割合が高くなっている。【アンケート(小学校高学年)】

- ◇ 居場所として、「じゅくや習い事」が中高生は11.2%、小学校高学年は15.9%、「子ども食堂や青年団など地域の居場所」が中高生は2.1%、小学校高学年は3.7%と回答した。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ アンケート結果によると、富田林市についてもっとこうなったらいいなと思うことでは、「友達と遊ぶ・勉強する場所を増やす」が中高生46.7%、小学校高学年42.4%。「スポーツできるところを増やす」が中高生39.4%、小学校高学年37.7%。「公園や遊ぶ場所を増やす」が中高生38.0%、小学校高学年49.0%など、遊ぶ場所への要望がある。また、「家や学校にいたくない時に過ごせる場所を増やす」は中高生29.6%、小学校高学年28.4%であった。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 各施設の子どもたちから、それぞれの状況に応じた固有のニーズもわかった。フリースクールでは「子どもが環境を選べる権利」「自分のペースで学校生活ができれば」といった教育環境に関すること、日本語教室では「先生を増やしてほしい」「クラスの人数を2人や3人に減らしてほしい」といった学習に関する支援の充実を望む意見があった。【多様な学び・生活環境にある子どもへのヒアリング】

第5章 こどもの権利の擁護および救済

「第5章 こどもの権利の擁護および救済」では、こどもの権利侵害からの擁護・侵害の防止・救済を図るための制度として、「こどもの権利擁護委員会」の設置を規定しています。

「こどもの権利擁護委員会」には、一般的に「救済」、「調査・調整」、「制度改善」、「周知・啓発」という4つの機能があるという考えを踏まえ、「擁護委員会の職務」を定義しています。

富田林市こどもの権利擁護委員会の設置

第15条 こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済のために、市長の附属機関として、富田林市こどもの権利擁護委員会(以下「擁護委員会」といいます。)を設置します。

2 擁護委員会は、第3条に基づき、こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済について、次に掲げる職務を行います。

- (1) 相談に応じ、必要な支援をすること。
- (2) 申立てまたは自らの判断により、調査または調整を行うこと。
- (3) 前号の調査または調整の結果、擁護委員会が必要と認めるときは、関係者に勧告、意見表明または要請を行うこと。
- (4) 制度の改善等、市に意見を述べること。
- (5) こどもの権利および擁護委員会について、周知および啓発を行うこと。

3 擁護委員会は、委員3人以内で組織します。

4 委員は、次の要件を満たす者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) こどもの権利に関し識見を有すること。
- (2) 第2項各号に掲げる擁護委員会の職務(以下「擁護委員会の職務」といいます。)の遂行について、利害関係がないこと。

5 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 市長は、委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるとき、または委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

7 委員は、擁護委員会の職務の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) こどもの権利の擁護者として、こどもに意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努めること。
- (2) 関係機関および関係者と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。

8 擁護委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

9 委員長は、会務を総理し、擁護委員会を代表します。

10 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理します。

- | |
|--|
| <p>11 市は、擁護委員会の独立性を尊重しなければなりません。</p> <p>12 市は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力しなければなりません。</p> <p>13 保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力するよう努めます。</p> <p>14 市は、擁護委員会から第2項第3号または第4号の規定による勧告等を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。</p> <p>15 擁護委員会は、毎年、活動状況等を市民等および市長に報告し、市長は、それらを公表します。</p> |
|--|

【解説】

第15条では、こどもの権利侵害からの擁護・侵害の防止・救済を図るための制度として、富田林市こどもの権利擁護委員会の設置を定めています。

アンケート結果をみると、本市において、いじめや差別等、「守られていないこどもの権利がある」と回答したこどもが一定割合いることが分かりました。加えて、「相談できる人」がいないと回答したこどもが一定数存在していることが分かりました。また、こどもの権利を守るためには、「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所」や「誰にも知られずに相談できる場所」を求める声が多く寄せられています。

現在、本市には教育相談窓口や電話相談といった既存の制度がありますが、これら学校以外の窓口において、こどもからの相談が非常に少ないのが現状です。これは、既存の窓口だけではこどもが利用しづらい、十分ではないことを示しています。

一方で、こどもの権利侵害問題は複雑に絡み合うことが多く、一つの部署だけで対応するのは困難です。そのため、部署を越えた独立性と連携性、そしてそれらを支えるさらに高い専門性を備えた機関が必要です。

そして重要なのは、こどもの「相談する権利」を保障することです。こどもが主体的に相談につながり、自らの力で問題を解決していくことを支援する機関が求められています。

このような状況から、こどもが困ったときや悩みを抱えたときに気軽に相談でき、権利侵害などの深刻な問題に直面した場合には、適切な救済ができる仕組みが必要です。

この仕組みでは、こどもの話を聞き、こどもに寄り添い、こどもにとって最も良いことは何かを考えます。そして、こどもと一緒に解決策を考え、必要があれば周囲の人々に積極的に働きかけて関係を調整しながら、具体的な問題を解決・緩和していきます。

また、問題解決や緩和にあたり、擁護委員会から勧告等を受けた場合、市はこれを尊重し、必要な措置として、検討・協議・対応等をしていきます。

こうした背景から、条例検討委員会では、権利侵害にあっているこどもに寄り添い、ともに解決策を考えるための専門的な「擁護・救済を図る制度」として、「こどもの権利擁護委員会」を本市に設置すべきだと考えました。

この制度が活用されるためには、市はもちろん、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等の理解と協力が不可欠です。本市のこどもの権利侵害の実態や相談状況を分析した上で、必要な事項を条例に決めました。

相談・調査専門員

第16条 市長は、擁護委員会の職務の円滑な遂行のために、こどもの権利に係る相談・調査専門員（次項において「相談・調査専門員」といいます。）を置きます。

2 相談・調査専門員は、擁護委員会と緊密に連携し、擁護委員会の職務を支援します。

【解説】

第16条では、常設の相談・調査専門員の設置について定めています。相談・調査専門員は、擁護委員会の職務の円滑な遂行のために、市長が設置します。相談・調査専門員は、第15条第2項に規定する擁護委員会の職務を支援します。例えば、こども等からの相談を受けたり、調査を行ったり、こどもの権利について周知を行うなどをします。こども等からの相談については、こどもが気軽に相談できる、話を聞いてくれる相談窓口であることが重要です。同時に、こどもから受けた相談内容の守秘義務も重要な要素です。こどもが気軽に安心して相談できるよう、詳細は別途定めます。

【関連する意見】

- ◇ 困っていることを「相談できる人はいない」と回答した中高生は9.5%。中学生では10%未満、高校生では10%台と、学年が上がるにつれて「相談できる人はいない」と回答したこどもの割合が増える傾向が見られた。また、こどもたちは、気軽に遊びに行けて話を聞いてくれる場所や、誰にも知られずに安心して相談できる場所が近くにあることを求めている。【アンケート(中高生)】
- ◇ 「困っているときに聞いてもらう相手がいない」と回答した小学校低学年は6.4%。小学校3年生は4.9%、小学校2年生は5.3%、小学校1年生は9.2%と学年が下がるにつれて、「困っているときに聞いてもらう相手がいない」と回答したこどもの割合が高くなっている。【アンケート(小学校低学年)】
- ◇ アンケート調査結果で、こどもの権利を守るための仕組みとして、「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所が近くにある」と回答した中高生は28.2%、小学校高学年は27.8%。【こどもアンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 支援の「はざま」にある課題として、高校生への支援の少なさや、深刻な問題に至る前の段階での相談先の不明確さなどが指摘された。【関係団体等ヒアリング】
- ◇ 「解決までしてくれるところ(相談の原因になっているものを解決してほしい)」、「人がいないところ(内緒にしてほしいことがあるから)」、「相談したことで大ごとにならないところ(解決までしなくても、一旦話を聞いて受け止めてくれるようなところ)」、「困った時に相談できるところがある」、「子供が困ったことや大人に伝えたいことを伝える手伝いをしてくれる人がいる」【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ 「いじめだと感じたらすぐ相談を」、「いやだと感じたらしんらいできる人に話を」【こどもワークショップ】
- ◇ こどもの権利が侵害された時、その侵害を是正し権利を回復するための効果的な救済措置や機関の設置が条例の中に規定されるべきだと考える。(こどもの権利擁護委員、こどもの権利オンブズパーソンなど)【関係団体等アンケート】

第6章 条例の推進

「第6章 条例の推進」ではこどもの権利を保障するまちづくりを実現するため、市の施策を計画的に推進するとともに、評価・検証の仕組みなどについて規定しています。

計画

第17条 市は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「こども計画」といいます。)を定めます。

2 こども計画は、こども基本法第10条第2項の規定により策定するこども施策についての計画とします。

3 市は、こども計画の策定にあたり、第12条第5項の規定によりこどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。

4 市は、こども計画において、この条例の推進を図るための必要な事項を定めます。

5 市は、この条例を推進するため、定期的に、こどもの状況等について調査を行い、その結果を公表します。

【解説】

第17条では、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画について定めています。

第6条「市の責務」において、市がこどもに関する施策を総合的に実施し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進することを決めました。第17条をはじめとする第6章は、この責務を果たすための手段として位置づけられるものです。

市は、この条例を理念的に掲げた「こども計画」を策定することにより、第4章で示した「こどもの権利を保障するまちづくり」を推進します。この計画に基づいてこどもに関する施策を総合的に実施することで、条例の実効性を確保し、こどもの権利保障を着実に進めていきます。

また、計画の策定において、第12条第5項の規定により、こどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けることも定めています。その際、第12条第6項、第7項、第8項に基づき、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いて実施し、こどもの意見等を反映するよう努め、結果をフィードバックする機会を設けます。

評価および検証

第18条 市は、こども計画の実施の状況を評価および検証します。

2 市は、評価および検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例(平成25年富田林市条例第29号)に基づく富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴きます。

3 市は、評価および検証にあたり、第12条第5項の規定によりこどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。

4 市は、評価および検証の結果について、公表するとともに、必要に応じて改善を行います。

【解説】

第18条では、「こども計画」の評価および検証について定めています。

評価や検証方法を定め、施策・事業のPDCAを効果的に推進することで、条例の実効性を担保しています。

また、「こども計画」の評価および検証について、第15条第2項第4号の規定により擁護委員会は、意見を述べることができます。第三者であるこどもの権利の専門家による客観的な評価や検証を通じて、条例の理念に基づいた施策が適切に実施されているかを多角的に確認し、より実効性のある計画へと改善していくことができます。

さらに、評価および検証においても、第12条第5項の規定により、こどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けることも定めています。その際、第12条第6項、第7項、第8項に基づき、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いて実施し、こどもの意見等を反映するよう努め、結果をフィードバックする機会を設けます。

関係機関との連携ならびに施策および計画との整合

第19条 市は、こどもの権利を保障するための施策が適切かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携します。

2 市は、こどもに関する施策の推進および計画の策定にあたり、こどもの権利が適切かつ円滑に保障されるよう、この条例との整合を図ります。

【解説】

第19条では、関係機関との連携および施策、計画との整合について定めています。

条例の推進を図るためには、関係機関との連携は必要不可欠です。また、市が実施することにも関する施策の推進や計画の策定の際には、こどもの権利が保障されるように、この条例との整合を図る必要があります。

【関連する意見】

- ◇ 条例の内容や運用については、形だけのものにせず、実効性のある支援につなげることや、こどもの意見を実際に反映させること、継続的な普及啓発活動の重要性などが指摘されている。【関係団体等アンケート】
- ◇ 「市の活性化や環境整備など施策立案について、こどもも一市民として自らの考えを発信できる場、こどもの意見を反映する場を設ける。その際に年齢制限を行わない。発達段階に応じて、おとなが丁寧に説明し、意見を収集する。」、「条例ができることに加え、施行される条例がきちんと守られるために、何を取り組んでいくのかを検討していく必要があると考える。」、「条例ができて終わりにならないように条例活用のモニタリングの機会をもつ必要があると考える。」【関係団体等アンケート】

第7章 雑則

「第7章 雑則」では、委任について規定しています。

委任

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

第20条では、委任について定めています。

この条例の施行に関して必要な事項については、市長が規則、要綱等により別に定めます。

附則

附則では、条例の施行期日について規定しています。

附則

この条例は、令和8年7月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

【解説】

附則では、条例の施行日について定めています。

この条例は、令和8年7月1日から施行します。まち全体への周知期間として、約3か月の期間を設けています。ただし、第5章こどもの権利の擁護および救済については、設置に向けた準備期間が必要なため、公布の日から2年以内に規則で定める日から施行します。